

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則（平成12年岩手県規則第155号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(条例別表第1の知事が別に定める額)</p> <p>第1条 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号。以下「条例」という。）別表第1の1の項(1)ア及びイ並びに13の項並びに同表備考1から<u>備考4</u>までの知事が別に定める額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>7 [略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	区 分	額	[略]		7 [略]	[略]	<p>(条例別表第1の知事が別に定める額)</p> <p>第1条 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号。以下「条例」という。）別表第1の1の項(1)ア及びイ並びに13の項並びに同表備考1から<u>備考5</u>までの知事が別に定める額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>7 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>8 条例別表第1の備考5</u></td><td><u>8,000円</u></td></tr><tr><td><u>の知事が別に定める額</u></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	額	[略]		7 [略]	[略]	<u>8 条例別表第1の備考5</u>	<u>8,000円</u>	<u>の知事が別に定める額</u>	
区 分	額																
[略]																	
7 [略]	[略]																
区 分	額																
[略]																	
7 [略]	[略]																
<u>8 条例別表第1の備考5</u>	<u>8,000円</u>																
<u>の知事が別に定める額</u>																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。